

令和2年4月30日

保護者 様

草加市教育委員会
教育長 高木 宏幸

臨時休業の延長について

日頃より本市の教育活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、5月6日まで臨時休業としておりましたが、県からの休業延長の要請を受け、児童生徒の健康安全を第一に考えて、5月31日までの期間、市立小中学校の臨時休業を延長することといたします。

- 1 臨時休業期間は、5月7日から5月31日までとします。
- 2 入学式は、6月1日（月）に小学校は午後から、中学校は午前中に実施する予定です。なお、時間や実施方法等の詳細は、今後の状況により検討し、学校から別途お知らせします。
- 3 休業期間中の学習については、学校から示される学習課題に取り組むとともに、各学校のホームページで紹介される関連サイトの課題等をご活用ください。詳細は、後日、環境が整い次第、各学校からお知らせします。
- 4 学校から家庭訪問や電話連絡をさせていただきますが、お子様の生活や学習等でお困りのことがあれば、随時学校にご相談ください。
- 5 部活動は、中止とします。
- 6 学校の校庭は、在籍児童生徒のみ学校が決めた時間で使用することができます。
- 7 保護者がどうしても仕事を休めず、子どもが自宅で一人で過ごすことのできない場合のみ、これまでの臨時休業期間と同様に学校で受け入れます。
- 8 今後の状況により、登校日の設定や休業期間の延長を行う場合には、各学校から緊急配信メール、電話、ホームページ等でお知らせします。
- 9 授業時間を確保するため、夏季休業期間等で授業日を設定します。詳しい日程は、決まり次第お知らせします。